

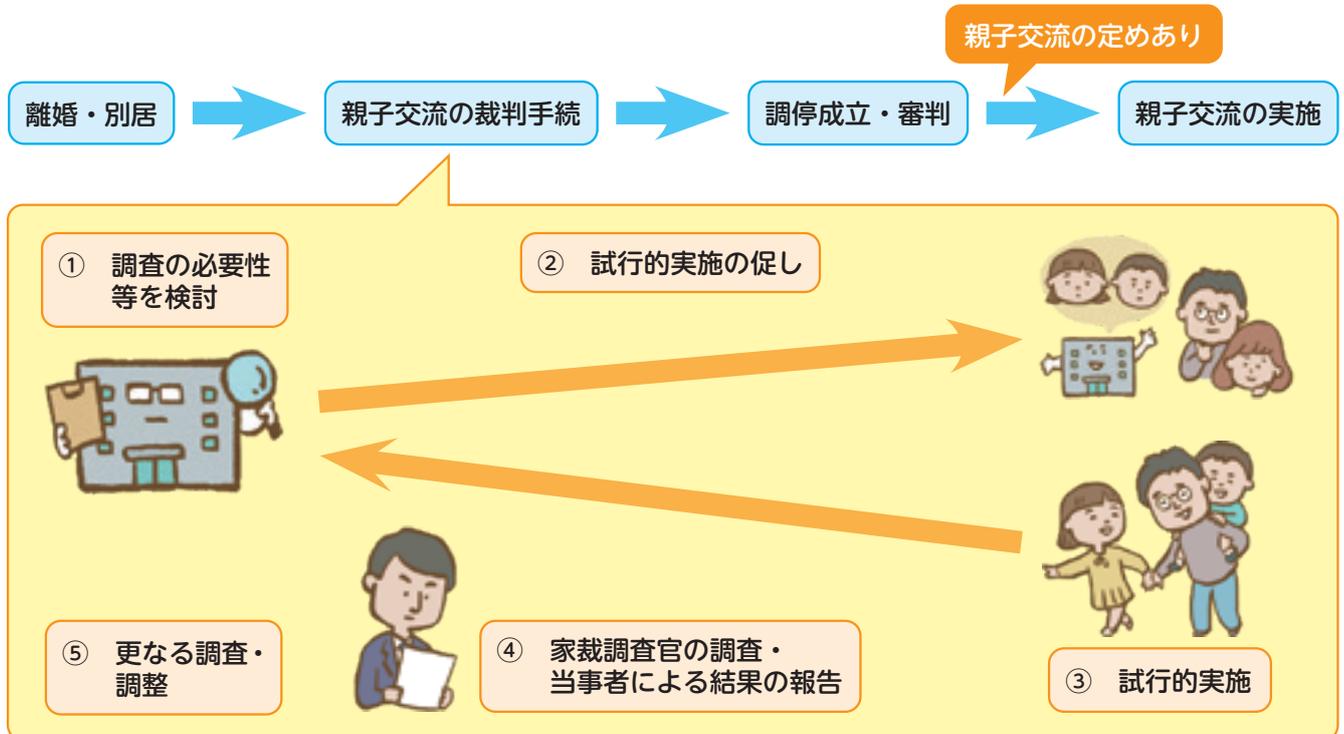
4 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

Point

- ・家庭裁判所の手続中に親子交流を試行的に行うこと（試行的実施）に関する制度が設けられています。
- ・婚姻中の父母が別居している場面の親子交流のルールが明確化されています。
- ・父母以外の親族（祖父母等）とこどもとの交流に関するルールが設けられています。

【親子交流の試行的実施】

家庭裁判所は、調停・審判において、こどもの利益を最優先に考慮して親子交流の定めをします。その際には、適切な親子交流を実現するため、資料を収集して調査をしたり、父母との間で様々な調整をします。こうした調査や調整に当たっては、手続中に親子交流を試行的に実施し、その状況や結果を把握することが望ましい場合があります。そこで、今回の改正では、親子交流の試行的実施に関する制度を設けています。その具体的な手続は次のとおりです。



- ① 家庭裁判所は、こどもの心身の状況に照らして相当であるかや、調査の必要性があるかなどを考慮して、親子交流の試行的実施を促すか否かを検討します。
- ② 家庭裁判所は、①の検討を踏まえ、当事者に対して、親子交流の試行的実施を促します。その際、家庭裁判所は、実施の条件（日時、場所、方法等）を決めたり、約束事項等を定めることができます。
- ③ 当事者は、家庭裁判所からの促しに応じて、親子交流を試行的に実施します。
- ④ 試行的実施の状況や結果は、家庭裁判所調査官による調査や、当事者である父母自身による報告を通じて、家庭裁判所と父母との間で共有されます。
- ⑤ 家庭裁判所は、④の結果を踏まえ、調停の成立や審判に向けて、必要に応じて更に調査や調整を行います。